

○果樹共済に係る農業共済組合連合会等交付金交付要綱

(昭和 48 年 8 月 21 日付け 48 農経 B 第 1700 号農林事務次官依命通知)

制 定	昭和 48 年 8 月 21 日 48 農経 B 第 1700 号	一部改正	平成 16 年 3 月 15 日 15 経営第 6505 号
一部改正	昭和 52 年 6 月 23 日 52 農経 B 第 1379 号	一部改正	平成 20 年 4 月 1 日 19 経営第 7342 号
一部改正	昭和 53 年 3 月 31 日 53 農経 B 第 599 号	一部改正	平成 30 年 3 月 30 日 29 経営第 3304 号
一部改正	昭和 53 年 7 月 5 日 53 農経 B 第 261 号	一部改正	平成 31 年 3 月 29 日 30 経営第 2409 号
一部改正	昭和 56 年 8 月 28 日 56 農経 B 第 2396 号	一部改正	令和元年 5 月 9 日元経営第 27 号
一部改正	平成 5 年 12 月 20 日 5 農経 B 第 3445 号	一部改正	令和 3 年 3 月 29 日 2 経営第 3305 号
一部改正	平成 12 年 3 月 12 日 12 農経 B 第 1214 号	一部改正	令和 4 年 3 月 23 日 3 経営第 2888 号

(通則)

第 1 農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 13 条の規定による負担金の交付に関しては、法、農業保険法施行令（平成 29 年政令第 263 号）及び農業保険法施行規則（平成 29 年農林水産省令第 63 号。以下「施行規則」という。）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(組合等又は特定組合等への交付)

第 2 農林水産大臣は、組合等（法第 11 条第 1 項に規定する組合等をいい、特定組合等（法第 200 条に規定する特定組合等をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）ごと及び負担金交付区分（施行規則第 2 条第 1 項に規定する負担金交付区分をいう。以下同じ。）ごとに、組合等負担金交付対象金額（組合等別国庫負担金（施行規則第 2 条第 1 項に規定する組合等別国庫負担金をいう。以下同じ。）が、組合等別連合会保険料（当該組合等がその属する都道府県連合会（法第 11 条第 2 項に規定する都道府県連合会をいう。以下同じ。）に支払うべき当該負担金交付区分に係る保険料に相当する金額をいう。以下同じ。）を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。以下同じ。）に、当該負担金交付区分に係る共済掛金（組合員等（法第 10 条第 1 項に規定する組合員等をいう。以下同じ。）の負担に係る部分に限る。）の合計金額のうち当該組合等が徴収した金額の割合（以下「共済掛金徴収割合」という。）を乗じ

て得た金額（当該組合等負担金交付対象金額につき既に交付を受けた金額があるときは、その既に交付を受けた金額を差し引いて得た金額。以下「組合等交付金」という。）を、当該組合等に交付するものとする。

- 2 農林水産大臣は、特定組合等ごと及び負担金交付区分ごとに、特定組合等負担金交付対象金額（組合等別国庫負担金が、当該特定組合等が政府に支払うべき当該負担金交付区分に係る保険料に相当する金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいう。以下同じ。）に、当該負担金交付区分に係る共済掛金（組合員の負担に係る部分に限る。）の合計金額のうち当該特定組合等が徴収した金額の割合を乗じて得た金額（当該特定組合等負担金交付対象金額につき既に交付を受けた金額があるときは、その既に交付を受けた金額を差し引いて得た金額。以下「特定組合等交付金」という。）を、当該特定組合等に交付するものとする。

（都道府県連合会への交付）

- 第3 農林水産大臣は、都道府県連合会ごと及び負担金交付区分ごとに、当該都道府県連合会の組合員たる全ての組合等（当該負担金交付区分について、その組合等別国庫負担金が組合等別再保険料（施行規則第2条第2項に規定する組合等別再保険料をいう。以下同じ。）を超える組合等に限る。）の組合等別連合会負担金交付対象金額（組合等ごとに、次の各号に掲げる場合に依じて、当該各号に定める金額をいう。）に当該組合等及び当該負担金交付区分に係る共済掛金徴収割合を乗じて得た金額の合計金額（当該組合等別連合会負担金交付対象金額につき既に交付を受けた金額があるときは、その既に交付を受けた金額を差し引いて得た金額。以下「都道府県連合会交付金」という。）を、当該都道府県連合会に交付するものとする。

一 組合等別国庫負担金が組合等別連合会保険料を超える場合 組合等別連合会保険料から組合等別再保険料を差し引いて得た金額

二 組合等別国庫負担金が組合等別連合会保険料を超えない場合 組合等別国庫負担金から組合等別再保険料を差し引いて得た金額

- 2 都道府県連合会の組合員たる組合等の当該負担金交付区分に係る組合等別再保険料が、当該負担金交付区分に係る組合等別国庫負担金を超える場合における当該都道府県連合会に対する都道府県連合会交付金の交付については、前項の規定にかかわらず、当該組合等の組合等別再保険料から当該組合等別国庫負担金を差し引いて得た金額を、更に当該都道府県連合会交付金の金額から差し引いてするものとする。

（申請手続）

- 第4 適正化法第5条の申請書及び交付規則第6条の実績報告書（以下「交付金交付申

請書等」という。)の様式は、組合等又は特定組合等にあつては別記様式第1号、都道府県連合会にあつては別記様式第2号のとおりとする。

2 交付金交付申請書等の提出期限は、次の各号に掲げる負担金交付区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 第1交付区分 事業規程等（法第116条に規定する事業規程等をいう。以下同じ。）に定める当該負担金交付区分に係る最後の共済掛金の支払期限の属する年度の2月末（共済掛金の延納がある場合で事業規程等に定める当該負担金交付区分に係る最後の延納の支払期限が当該年度の2月末後となる場合は、当該負担金交付区分に係る最後の延納の支払期限の属する月の翌々月の15日）

二 第2交付区分 当該負担金交付区分に係る共済目的の共済責任期間が終了する月の翌々月の15日（当該期日が共済金の支払開始日の30日前の日後となる場合は、共済金の支払開始日の30日前の日）

3 交付金交付申請書等の内容に変更を生じたときは、当該変更に係る内容につき法第168条第2項又は第195条第2項（法第203条において準用する場合を含む。）の規定による変更の通知を行った後、交付金交付申請書等に交付金変更内訳書を添付して提出するものとする。

（都道府県連合会への委任）

第5 組合等交付金の交付を受ける全ての組合等は、その属する都道府県連合会を代理人と定め、これに対し当該交付金の申請及び受領に係る一切の権限を委任するものとし、当該委任を受けた都道府県連合会は、別記様式第3号による交付申請書に別記様式第4号による組合等の委任状及び引受通知書の写しを添付して交付申請をするものとする。

2 都道府県連合会は、当該委任に係る組合等交付金の全部又は一部を受領したときは、その受領後3日以内に当該組合等に対しその受領した金額の全部を交付しなければならない。この場合において、当該組合等交付金と賦課金等の未収金との相殺はすることができない。

（電子情報処理組織による申請等）

第6 組合等、特定組合等又は都道府県連合会は、第4及び第5の規定による申請等（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

- 2 組合等、特定組合等又は都道府県連合会は、前項の規定によりシステムで交付申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、システムにより提供する様式によるものとする。
- 3 農林水産大臣は、第1項の規定により交付申請等が行われた者に対する通知、承認、指示及び命令については、当該者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、システムを使用する方法によることができる。
- 4 第1項の規定によりシステムを使用する方法により交付申請等を行う者は、システムのサービス提供者が別に定めるシステムの利用に係る規約に従わなければならない。

別記様式第 1 号（第 4 第 1 項関係）

令和 年度果樹共済に係る特定組合等（組合等）交付金交付（又は返還）申請書

第 号
令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

県（都道府）農業共済組合（市町村）
組合長理事（市町村長） 氏 名

令和 年度果樹共済に係る特定組合等（組合等）交付金については、下記の実績に基づき金 円の交付を受けたく（又は返還したく）申請する。
記

負担金交付区分	
---------	--

引受面積	共済金額	（組合等別 連合会） 保険料	組合等別 国庫負担金	特定組合等 （組合等） 負担金交付 対象金額 (C)=(B)-(A)	徴収すべき 共済掛金	左のうち 徴収済額	共済掛金 徴収割合	特定組合等 （組合等） 交付金の金額	既受領 交付金 の金額	今回交付申請 額（又は今回 返還申請額）
		(A)	(B)		(D)	(E)	(F)=(E)/(D)	(G)=(C)×(F)	(H)	(G)-(H)
a	円	円	円	円	円	円	%	円	円	円

（注）不要の事項は抹消すること

別紙

令和 年度特定組合等（組合等）交付金変更内訳書

令和 年 月 日

負担金交付区分	
---------	--

	引受面積	共済金額	（組合等別 連合会） 保険料	組合等別 国庫負担金	特定組合等 （組合等） 負担金交付 対象金額	徴収すべき 共済掛金	左のうち 徴収済額	共済掛金 徴収割合	特定組合等 （組合等） 交付金の金額	変更の理由
	（ a ）	（円）	（円）	（円）	（円）	（円）	（円）	（％）	（円）	
前回										
今回										

（注） 不要の事項は抹消すること

別記様式第2号（第4第1項関係）

令和 年度果樹共済に係る都道府県連合会交付金交付（又は返還）申請書

第 号
令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事 氏 名

令和 年度果樹共済に係る都道府県連合会交付金については、下記の実績に基づき金 円の交付を受けたく（又は返還をしたく）申請する。

記

負担金交付区分	
---------	--

組合等	組合等別 国庫負担金 (A) (円)	組合等別 連合会 保険料 (B) (円)	組合等別 再保険料 (C) (円)	組合等別連合会 負担金交付対象 金額 (D) (注1) (円)	徴収すべき 共済掛金 (E) (円)	左のうち 徴収済額 (F) (円)	共済掛金 徴収割合 (G)= (F)/(E) (%)	都道府県連合会 交付金の金額 (H)=(D)×(G) (注2) (円)	既受領 交付金 の金額 (円)	今回交付申請額 (又は今回返還 申請額) (円)
計										

(注1) (D)は、(A)＞(B)のとき(B)－(C)、(A)≦(B)のとき(A)－(C)。

(注2) (D)がマイナスのとき、(H)＝(D)。

別紙

令和 年度都道府県連合会交付金変更内訳書

令和 年 月 日

負担金交付区分	
---------	--

[illegible]

別記様式第 3 号（第 5 第 1 項関係）

令和 年度果樹共済に係る組合等交付金交付
（又は返還）申請書

第 号
令和 年 月 日

農林水産大臣 殿

〇〇農業共済組合外 組合等分
代理人
県（都道府）農業共済組合連合会
会長理事 氏 名

令和 年度果樹共済第〇交付区分に係る組合等交付金については、別添の実績に
基づき、組合等の申請額の合計金 円の交付を受けたく、（又は返還したく）
委任状を添えて申請する。

- （注） 1 組合等の申請書を別添として添付する。
- 2 添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

別記様式第 4 号（第 5 第 1 項関係）

委 任 状

〇〇県（都道府）農業共済組合連合会を代理人と定め、下記の権限を委任する。

記

令和 年度果樹共済第〇交付区分に係る組合等交付金の申請及び受領に係る一切
の権限

令和 年 月 日

申請者

〇〇農業共済組合（市町村）
組合長理事（市町村長） 氏 名

（注）本書は、当該年度の当該負担金交付区分ごとに提出するものとする。